

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 北海道
(氏名) A

上記被審人に対する平成23年度(判)第27号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金653万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年5月7日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年3月2日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実 金融商品取引法178条1項16号に該当

被審人は、平成22年6月6日ころ、東京都港区西新橋二丁目5番5号(当時)に本店を置き、風力発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に係る機器の輸入、販売、リース等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている日本風力開発株式会社(以下「日本風力開発」という。)の役員であるBから、同人がその職務に関し知った、同社の会計監査人の異動、それに伴い平成22年3月期の有価証券報告書の提出が遅延し、同社株式が監理銘柄に指定される見込みとなった旨の、日本風力開発の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成22年6月14日より前の同月8日、C証券株式会社D支店を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、日本風力開発の株式合計50株を売付価額合計918万7900円で売り付けたものである。

2 法令の適用

金融商品取引法175条1項1号、166条3項、1項1号、2項4号、176条2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 金融商品取引法175条1項1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (183,600 \text{ 円} \times 33 \text{ 株} + 183,700 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 183,800 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \\ & + 184,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 184,100 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 184,500 \text{ 円} \times 4 \text{ 株}) \\ & - (53,000 \text{ 円} \times 50 \text{ 株}) \\ & = 6,537,900 \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、6,530,000円となる。